

被扶養者現況調査 Q&A

★現況調査の実施について		
1. 現況調査の制度	2. 現況調査対象者	3. 収入基準
★現況調査WEBシステムについて		
4. WEB入力	5. アンケート	6. 提出書類のアップロード
7. 入力済みの内容	8. 調査対象外の家族	
★扶養家族の削除・継続について		
9. 扶養家族の削除	10. 扶養家族の継続	
★提出書類について		
11. 「所得証明書」	12. 「確定申告書」	13. 書類提出の有無および提出遅れ
14. 年金関係	15. 送金実績	
《 問合せ先 》 武田薬品健康保険組合（現況調査担当） 〒532-8686 大阪市淀川区十三本町二丁目 17 番 85 号 TEL: 06-6300-6123 FAX: 06-6302-3347 E-mail: genkyo_chosa@takeda.co.jp 健康保険組合 HP http://www.takeda-kenpo.or.jp/		

★現況調査の実施について

1. 現況調査の制度

Q1-1: 家族は健康保険組合の被扶養者としてすでに認定済みですが、なぜ毎年 被扶養者の調査が必要なのですか？

A: 健康保険組合が認定した被扶養者と被保険者の関係は、時間の経過とともに変動することがあるため、厚生労働省から現況調査を毎年実施するように指導されています。こういった理由から、被扶養者の現在の収入状況等を調査し、健康保険の認定基準をみたしているかを確認しております。（証明書類取得にかかる費用や交通費は、全額自己負担となります。）

< 扶養家族から削除される事例 >

- ◇ 子や妻が就職先の健康保険組合に加入した
- ◇ アルバイト・パート収入等が認定基準額を超過した
- ◇ 年金収入等の合計が認定基準額を超過した
- ◇ 確定申告した結果、事業収入・不動産賃貸収入等が認定基準額を超過した
- ◇ 扶養家族が亡くなった

2. 現況調査対象者

Q2-1: 現況調査は被扶養者全員が調査対象になるのですか？

A: 次の被保険者および被扶養者は調査対象外です。

* 調査票(Eメール)が送付されない被保険者

- 任意継続者
- 海外勤務者および海外研修者

* 被保険者へ調査票(Eメール)は送付されますが、以下の被扶養者は調査対象外なので書類の提出は不要です。住所等の登録内容に変更がありましたら修正をお願いします。

- 18歳以下および高校生である被扶養者
- 認定期間が1年未満の被扶養者

3. 収入基準

Q3-1: 扶養の収入基準を教えてください。

A: 収入基準は下記のとおりです。別居（別世帯）の場合は送金実績も要件に含まれます。

被扶養者の年齢等	年間収入(給与収入は交通費を含む総額)
60歳未満の方	130万円未満
60歳以上の方	180万円未満
障害年金を受給している方	180万円未満
被保険者と扶養家族が別世帯の場合	被扶養者の年間収入が被保険者からの送金額未満であること

Q3-2: 妻が自宅で英語教室をしています。「所得証明書」の所得額は130万円未満でしたので、扶養継続されるという認識でよろしいですか？

A: 自営業者の収入は、“所得証明書に記載されている所得額(総収入から税法上の経費を差し引いた額)”ではなく、“総収入から健康保険上での「直接的必要経費」を差し引いた額”となっております。これは収入認定を対象とする所得の範囲を「生計維持するために投入し得る所得額」としているからであり、所得証明書の所得額が130万円未満であっても、認定されないケースがあります。

★現況調査WEBシステムについて

4. WEB入力

Q4-1: 「現況調査 WEB システム」はどこから入るのでしょうか？

A:。調査開始日(9月3日)に、Eメールにて「URL」および「ID&パスワード」を被保険者宛に送付しますので、そちらから入ってください。(調査期間中は健保HPに「現況調査 WEBシステム」のバナーを表示し、URLを記載します。)

健康保険組合 HP <http://www.takeda-kenpo.or.jp/>

Q4-2: 調査対象家族が3人います。うち2人分は書類が揃いましたが、1人の収入について確認が取れないため、後日入力しようと思います。途中まで入力して保存しておくことは可能ですか？

A: WEB 入力締切日(9月28日)までは、入力途中で保存し後から回答していただいても構いません。締切日(9月28日)以降に添付書類を追加・差し替える場合や、アンケート回答内容を修正する場合は、健康保険組合までご連絡願います。

Q4-3: 入力中に電話が入り中断しました。最初から回答入力しないといけないのでしょうか？

A: 30分経過しますと、個人情報保護の観点から自動的にログアウトする仕組みにしています。中断した場合は、Eメールにて被保険者様へ送付します「URL」から再度入ってください。<Q4-1参照> 入力された項目は保存されています。

5. アンケート

Q5-1: 調査期間中に退職予定ですが、アンケートに回答する必要がありますか？

A: 被扶養者アンケートの前に、被保険者の「退職および海外赴任の予定」についてのアンケートがあります。“現在のご自身の状況について、下記のいずれかを選択し「次へ」をクリックしてください。”に対し“平成30年11月末までに退職予定である。”を選択し、「退職予定日」を入力して「次へ」をクリックしてください。調査はこれで終了です。

※被扶養者の収入確認書類は提出不要です。

※退職予定日より前に家族を扶養から外す場合は、「被扶養者資格喪失届」

http://www.takeda-kenpo.or.jp/system/data/etc/62/62_1.pdf を健康保険組合へ提出してください。 <9. 扶養家族の削除 Q9-1参照>

Q5-2: 妻の「被扶養者資格喪失届」はすでに提出済で、健康保険証も返却しましたが、今回調査の対象になっています。アンケートに回答する必要がありますか？

A: 平成30年8月1日現在の在籍者データを登録していますので、その後に資格喪失された方は、調査対象として表示されています。アンケート“調査家族は現在「武田薬品健康保険組合」の被扶養者ですか？”に対し“既に扶養から外している”を選択して「次へ」をクリックしてください。調査はこれで終了です。

※被扶養者の収入確認書類は提出不要です。

Q5-3: 現況調査 WEB システムの入力期間中に、アンケートに回答しなかった場合はどうなりますか？

A: WEB システムに回答されていない方には、当健保組合から何度も督促のメールを送付します。それでも提出がない場合、調査家族の健康保険証は無効となり返却していただきますので、ご注意ください。

6. 提出書類のアップロード

Q6-1: 提出書類をパソコンから WEB にアップロードする方法を教えてください。

A: 被扶養者アンケート回答後に、家族毎に「提出書類」が表示されます。必要な書類を入手し、PDF や写真等のファイルにしてください。「扶養家族一覧」の下の「提出書類アップロード」ボタンをクリックすると「調査対象家族リスト」の頁に飛ぶので、対象となる家族氏名を選択し「ファイルを選択」をクリックして、書類をアップロードしてください。

Q6-2: 提出書類をスマートフォンから写真でアップロードする方法を教えてください。

A: アンケート回答後に、家族毎に「提出書類」が表示されますので、必要な書類を入手してください。「扶養家族一覧」の下の「提出書類アップロード」ボタンをクリックすると「調査対象家族リスト」の頁に飛びます。対象となる家族氏名を選択し、「ファイルを選択」をクリックするとカメラが起動しますので、写真を撮ってください。撮影後は自動的に写真が添付アップロードされます。

Q6-3: 提出書類のファイル形式に制限はありますか？

A: アップロード可能なファイル形式は「PDF、JPG、PNG」です。

Q6-4: アップロードしたファイルを送信する際のセキュリティはどうなっていますか？

A: ファイルアップロード後、データは暗号化して送信されます。

Q6-5: アップロードした書類の原本はどうしたらよいですか？

A: 健保組合から照会させていただくこともありますので、現況調査終了(11月末)迄は、提出書類の原本を手許に保管願います。それ以降は破棄していただいて構いません。

7. 入力済みの内容

Q7-1: 入力した内容を確認するにはどうすればよいですか？

A: 「扶養家族一覧」の下の「提出書類一覧出力」ボタンをクリックすると、「被扶養者確認調書」が出力できます。「被扶養者情報、アンケート回答内容、提出書類」が家族毎に表示されていますのでご確認ください。また、WEB システム公開中(11 月 30 日まで)は、画面上でアンケート回答内容を確認することが可能です。

Q7-2: アンケートの回答入力を完了し書類をアップロードしましたが、書類に誤りがあることに気が付きました。差し替えたい場合はどうすればよいでしょうか。

A: WEB 入力締切日(9 月 28 日)までは、何回でも修正が可能です。締切日(9 月 28 日)以降に添付書類を追加・差し替えする場合や、アンケート回答内容を修正する場合は、健康保険組合までご連絡願います。

8. 調査対象外の家族

Q8-1: 子は 18 歳未満で調査対象外です。WEB 画面では「扶養家族」の氏名がグレーになっており選択することができませんが、何もしなくてもよいですか？

A: 「被扶養者情報」をクリックすると登録内容が表示されます。内容を確認し、住所等に誤りがある場合は修正してください。(実際に居住している住所を入力してください。)

★扶養家族の削除・継続について

9. 扶養家族の削除

Q9-1: 妻は認定時は無職でしたが、現在はパート収入(130 万円未満)があり、勤務先から健康保険証が交付されているようです。扶養削除の手続きが必要ですか？

A: 勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額にかかわらず扶養削除の届出が必要です。アンケート“調査家族が既に就職して他健保に加入している場合や、収入が超過した場合等は、扶養から外す必要があります。家族を扶養から外さなくてもよいですか？”に対し“2. 扶養から外す”を選択してください。“扶養から外す理由”は“就職”を選択し“扶養から外す日”に「就職日」を入力して「次へ」をクリックしてください。調査はこれで終了です。

※被扶養者の収入確認書類は提出不要ですが、「被扶養者資格喪失届」の提出が必要です。

▶ 家族を扶養から外す場合は、下記いずれかの方法で健康保険組合宛に「被扶養者資格喪失届」を送付してください

◎HUE(武田薬品人事システム)を利用される方は、HUE から申請してください。

- ・「HUE」→「人事関連」→「申請・情報公開」→「その他の申請」→「その他家族異動」→「確定」→「家族を健保扶養から外す場合の届出」
- ・「被扶養者でなくなった事由」は「現況調査 ××」から選択してください
- ・「被扶養者資格喪失届」を出力・押印の上、健康保険組合宛に送付願います。

HUE https://mytakeda.sharepoint.com/sites/geos/Japan/HR/ja-jp/Pages/hue_index.aspx

◎上記以外の方は、「被扶養者資格喪失届(現況調査用)」に記入・押印の上、健康保険組合宛に送付願います。

被扶養者資格喪失届(現況調査用)

http://www.takeda-kenpo.or.jp/system/data/etc/62/62_1.pdf

被扶養者資格喪失届(現況調査用) 記入例

http://www.takeda-kenpo.or.jp/system/data/etc/63/63_1.pdf

▶ 「扶養から外す日」以降は、武田薬品健保組合の健康保険証は使用できなくなります。

Q9-2: 妻は無職だったので、所得証明書(前年度収入)は130万円未満でした。最近になり仕事を始めたため、収入が130万円を超過する見込みですがどうしたらよいですか？

A: 現時点から将来に向けての1年間の収入が、基準額を超過する見込みの場合は、扶養から外していただく必要があります。アンケート“調査家族が既に就職して他健保に加入している場合や、収入が超過した場合等は、扶養から外す必要があります。家族を扶養から外さなくてもよいですか？”に対し“2. 扶養から外す”を選択してください。“扶養から外す理由”は“収入超過”を選択し「扶養から外す日」に「12月1日」と入力して「次へ」をクリックしてください。調査はこれで終了です。

※被扶養者の収入確認書類は不要ですが、「被扶養者資格喪失届」の提出が必要となりますので、健康保険組合宛に送付してください。 <Q9-1参照>

Q9-3: 母が65歳になり年金を受け始めました。その他に収入はありませんが、今年の収入見込はどのように考えたらよいですか？

A: 60歳以上の扶養家族の収入基準は年間180万円(月額15万円)未満です。

年金の月額が15万円未満の場合は、そのまま扶養継続できますので、画面に表示される書類を提出してください。

15万円以上支払われる場合は扶養から外す必要がありますので、<Q9-2>と同様にアンケートに回答し、「被扶養者資格喪失届」を健保組合宛に送付してください。調査はこれで終了です。

Q9-4: 今回の扶養家族の現況調査の際、過去の日付に遡って被扶養者の削除手続きを行いました。これによって何か影響することはありますか？

A: 日付を遡って扶養削除となった場合、それまで当健保組合で負担していた医療費等を返還していただきます。また、扶養削除後は「国民健康保険」への加入および「国民年金第一号被保険者」への種別変更の届出が必要となります。調査家族のお住まいの市区町村で手続きを行ってください。(「国民健康保険」の加入手続きは、当健保組合が発行します「資格喪失証明書」をご利用ください。)

10. 扶養家族の継続

Q10-1: 妻は、扶養に入る前から130万円未満でパート勤務をしており、扶養認定後もそのまま勤務を継続していました。今年に入り勤務先が変わりましたが、収入は変わっていません。どのようにすればよいですか？また、「所得証明書」以外に必要な書類はありますか？

A: アンケート“「給与収入あり」の方は、勤務状況を下記から選択してください。”に対し“2. 前勤務先を退職して、別の会社に勤務している”を選択し、「現在の会社の勤務開始日」を入力して「次へ」をクリックしてください。

※被扶養者の提出書類は「雇用契約書」または「3カ月分の給与明細書」が必要です。

※扶養認定日より前に勤務先が変更になった場合は、「雇用契約書」または「3カ月分の給与明細書」の提出は不要です。

Q10-2: 同居の妻は昨年退職した後、武田薬品健康保険組合の扶養に入りました。現在は無職ですが「所得証明書(前年度収入を記載)」に勤務期間中の給与収入が含まれているため、所得額が基準額を超えています。どのようにすればよいですか？

A: アンケート「**「給与収入あり」の方は、勤務状況を下記から選択してください。**」に対し「**3. 既に退職しており、給与収入がない**」を選択し、「退職日」を入力して「次へ」をクリックしてください。

※被扶養者の提出書類は「所得証明書」が必要です。

※扶養認定日以降に退職した場合は、「退職証明書」の提出も併せて必要となります。

Q10-3: 同居の妻は自宅で英会話教室を営み、売上げから「直接的必要経費」を控除した後の収入が 130 万円未満で扶養に入っています。最近になり事業を廃業し現在は無職ですが、どのようにすればよいですか？

A: アンケート「**「自営業入あり」の方は、事業状況を下記から選択してください。**」に対し「**2. 既に廃業しており、事業収入がない**」を選択し、「廃業日」を入力して「次へ」をクリックしてください。

※被扶養者の提出書類は「廃業届」および「所得証明書」が必要です。

※扶養認定日以前に廃業している場合は、「廃業届」は不要です。

★提出書類について

11. 「所得証明書」

Q11-1: いつの「所得証明書」を提出するのですか？

A: 平成 30 年度の証明書(平成 29 年度収入)を入手してください。

Q11-2: 「所得証明書」を取りに行きたいのですが、発行場所はどこでしょうか？また休日に取得することは可能ですか？

A: 「所得証明書」は、今年の1月1日現在の住所地の市区町村役場(税務課)で入手できます。マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、コンビニでも取得できます。転居している方は、従前の住所地の市区町村へ交付依頼してください。市区町村によっては、郵送サービスも行っています。詳細については最寄りの市区町村の HP を確認するか、直接お問合せしてください。

Q11-3: 被扶養者の収入に変更がない場合も「所得証明書」の提出が必要ですか？

A: 収入に変更がなくても「所得証明書」の提出が必要です。

Q11-4: 「所得証明書」の代わりに「源泉徴収票」を提出してもいいですか？

A: 「源泉徴収票は」給与収入分しか把握できません。勤務先が複数ある方や、事業収入がある方の全年間収入を把握するためには「所得証明書」が必要となります。

Q11-5: 「所得証明書」の代わりに「住民税決定通知書」を提出してもいいですか？

A: 個人の住民税の納付方法には「特別徴収(給与から住民税を差し引く方法)」と「普通徴収(事業所得者などが納付書を使用して納税する方法)」の二種類があります。両方の収入があったにも関わらずどちらか片方のみ提出された場合に、全ての収入把握ができません。よって「所得証明書」の替わりとしては使用できません。

Q11-6: 調査家族は収入がありませんが、「所得証明書」を取得できるのですか？

A: 収入がない場合でも取得できますので提出してください。なお、市区町村によっては「所得証明書」ではなく「課税(非課税)証明書」という名称になります。

12. 「確定申告書」

Q12-1: 「確定申告書」等の控えがありません。どうすればよいですか？

A: お手数ですが、税務署より取り寄せて提出してください。

Q12-2: 妻は自営業を営んでいます。提出書類は「所得証明書」と「確定申告書」でよいですか？

A: 「直接的必要経費」を確認するために、「収支内訳書」または「損益計算書」が必要です。

13. 書類提出の有無および提出遅れ

Q13-1: WEB に表示された提出書類は、すべてを提出する必要があるのですか？書類を提出しない場合はどうなりますか？

A: 扶養の実態を把握するため、WEB に表示された書類はすべて提出していただく必要があります。書類の提出がない場合は、健康保険法施行規則第 50 条 7 項に基づき、被験者証は無効となり返却していただきます。

Q13-2: 提出期限までに取得できない書類がありますが、それだけ遅れて提出してもいいですか？

A: 書類が全部揃ってから提出してください。期限までに提出がない場合は健保組合から催促のメールが送付されますので、提出がかなり遅れる場合は、その旨を記載しメールに返信してください。

14. 年金関係

Q14-1: 現在、両親は年金のみ受給しておりますが、なぜ「年金振込通知書」以外に「所得証明書」を添付する必要があるのでしょか？

A: 年金以外の収入の有無を確認させていただくためです。

Q14-2: 同居している母は、まだ年金を受給しておらず収入はありませんが、添付書類は必要ですか？

A: 「所得証明書(前年度収入記載)」の提出が必要です。

Q14-3: 「年金振込通知書」を紛失しました。年金証書や年金の源泉徴収票でいいですか？

A: 「年金振込通知書」(もしくは「年金額改訂通知書」)以外は認められませんので、日本年金機構または最寄りの年金事務所へ再発行の依頼をしてください。

*「年金ネット」へ登録することをおすすめします。(http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

*その他の年金については、それぞれの年金の支払者に再交付を依頼してください。

15. 送金実績

Q15-1: 扶養している別居の母親へ毎月送金していますが、「送金実績」は何が必要ですか？

A: 「誰から誰へ、いつ、いくら送金したか」が確認できる書類が必要です。

- ・銀行振り込みの場合・・・通帳のコピー(3カ月分の送金額が記載された頁 およびその表紙)
- ・インターネット送金の場合・・・画面のコピー(3カ月分の送金内容が明記されたもの)

※送金証明書を提出できない場合、生計維持関係が確認できないため、扶養家族から外れていただきます。再度被扶養者として加入したい場合は、改めて書類を揃えていただき申請手続きを行ってください。

※現金の手渡しや、賞与時に一括して数カ月分まとめて送金する等は、継続的に生活費を負担しているとは言えないため、原則として認められません。

Q15-2: 単身赴任の場合、送金実績は必要ですか？

A: 会社命令による単身赴任の別居家族については、送金実績は不要です。

- 単身赴任とは「夫婦片方が社命による転勤により遠隔地へ赴任すること」を指します。
- 単身赴任でも配偶者と別居している家族(親、子等)は「別居」になります。
- 自己都合で配偶者と別居している場合は「別居」になるため、送金実績が必要です。

以上